

2011年12月1日

トラ・ゾウ保護基金へのご寄付は、 所得税・住民税の控除(還付)対象になりました。

特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金は2011年11月16日より
認定 特定非営利活動法人 となりました。
皆様にいただいたご支援金は、納められた所得税の控除(還付)に申告できます。

■対象となる寄付

- 2011年11月16日以降のご寄付
- ・各種年間サポーター (正会員年会費は対象外となります。)
 - ・随時ご寄付

■所得税控除(還付)のお手続きについて

確定申告(2月中旬～3月中旬)が必要です。
トラ・ゾウ保護基金の領収書を添えて、お住まいの地域の税務署で確定申告を行ってください。
※領収書の再発行はいたしかねますので、ご申告まで大切に保管ください。

■個人住民税からの控除/対象:JTFFの所在地である東京都のみ (2011年11月現在)

- ・確定申告を行う方は、新たにお手続きの必要はありません。
- ・お住まいの市区町村により控除対象条件、お手続き、控除額等が違います。
詳しいお手続き・控除額等については、お住まいの市区町村窓口にお尋ねください。

※詳細は、裏面をご覧ください。

※2011年11月15日までにご寄付いただきました分につきましては、国税庁の認定発効日前のため、控除対象外となります。どうぞご了承いただけますようお願い申し上げます。

※同封した2011年12月、実行委員会主催の「トラとゾウを守る チャリティー展」プレセールは、対象外です。どうぞご了承ください。

認定 NPO 法人 トラ・ゾウ保護基金
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル5階
TEL.03-3595-8088 FAX03-3595-8090
URL : <http://www.jtff.jp/> E-mail : hogokikin@jtff.jp

■確定申告で寄附金控除(所得控除)の対象にできる寄附金額の範囲

寄附金額の合計が、2001円以上・総所得額の40%相当以下 ※寄附金合計が2,000円以下は対象外です。

控除額の算式方法は、2種類。どちらか有利なほうを選べます。

1 寄附金控除(所得控除)

年間総所得より、寄附金合計額から2,000円ひいた額を差し引き、その額を総所得としてその年分の所得税額を算出する方法。

2 寄附金特別控除(税額控除)

その年分の所得税額から、寄附金合計額より2000円ひいた後の額の40%が控除。

例) 寄附金合計額 40,000円の時

$$(40,000 - 2,000) \times 40\% = 15,200$$

※ この算出額 15,200円が年間所得税の25%を超える場合の控除(還付)は、その25%相当額が限度
※ 算出額に100円未満端数があれば、切り捨て

■所得税 控除(還付)のおおよそのめやす (※極めて簡略化した試算です。正しくは税務署でご確認ください。)

例) ※社会保険控除は、所得15万:40歳未満、30万以上:40歳以上として、東京都の健康保険・厚生年金保険の標準月額
の値を使用。賞与形態は無しとして年額を12等分し月額とした ※社保算定に入れる通勤交通費年額180,000円とした
※生命保険その他控除は無いものとして試算

1. 寄附金控除(所得控除)算式による還付額 対象の上限: 寄附金額は、所得金額の40%相当額まで

年間総所得	扶養者有無	社会保険標準月額	その年分の所得税	寄附金15,000円	寄附金50,000円	寄附金100,000円	寄附金500,000円
1,500,000	なし	138,000 ~ 146,000	12,400	△ 600	△ 2,400	△ 4,900	△ 12,400
3,000,000	なし	250,000 ~ 270,000	55,600	△ 600	△ 1,700	△ 3,500	△ 17,500
7,000,000	控除対象配偶者、子2人	575,000 ~ 605,000	163,400	△ 1,100	△ 4,300	△ 8,800	△ 44,800

2. 寄附金特別控除(税額控除)算式による還付額 還付上限: その年分の所得税額の25%相当額まで

年間総所得	扶養者有無	社会保険標準月額	その年分の所得税	寄附金15,000円	寄附金50,000円	寄附金100,000円	寄附金500,000円
1,500,000	なし	138,000 ~ 146,000	12,400	△ 3,100	△ 3,100	△ 3,100	△ 3,100
3,000,000	なし	250,000 ~ 270,000	55,600	△ 5,200	△ 13,900	△ 13,900	△ 13,900
7,000,000	控除対象配偶者、子2人	575,000 ~ 605,000	163,400	△ 5,200	△ 19,200	△ 39,200	△ 40,800

■個人住民税

お住まいの自治体により控除対象条件、お手続き、控除額等が違います。

JTEFへのご寄附の場合、東京都にお住まいの方は、個人住民税も控除の対象となります。

※ 個人住民税は、個人都民税と市区町村民税からなり、個人都民税額から、「(寄附金額-2,000円)×4%」に相当する税額が控除されます。

※ お住まいの市区町村でも控除対象寄附金として条例で指定している場合は、個人住民税額全体から「(寄附金額-2,000円)×10%」に相当する税額が控除されます。

確定申告をされる方は、所得税の寄附金控除と個人都民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。

自治体によっては、確定申告をされない方も個人住民税額の寄附金税額控除申請を設けていますが、東京都にお住まいの方は、個人都民税からの寄附金控除には、確定申告が必要です。

● JTEF以外の認定NPOや公益社団法人等その他にもご寄附をされている場合は、その合計額で対象上限や控除(還付)額が計算されます。

● 法人のご寄附、相続財産のご寄附も対象になります。詳しくは、国税庁、各自治体へお問い合わせください。

国税庁ホームページ: http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm
または、検索欄に「寄附金を支払ったとき 税について調べる 国税庁」と入力。

東京都ホームページ: http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju/kakuteisinkoku.pdf
または、検索欄に「東京都主税局 個人住民税」と入力し、表示された中から「東京都主税局<税目別メニュー><個人住民税>」を選択